

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第1号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 1 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1～2の5 [略]	[略]		1～2の5 [略]	[略]	
2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>118万円</u>	2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>145万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>141万円</u>		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>172万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>159万円</u>		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>192万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリッ	<u>195万円</u>		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリッ	<u>236万円</u>

	トル以上10万キロリ ットル未満のもの			トル以上10万キロリ ットル未満のもの	
	オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満のもの	<u>227万円</u>		オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満のもの	<u>274万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>455万円</u>		カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>564万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>582万円</u>		キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>724万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>707万円</u>		ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>879万円</u>
2の6の2～9の 3 [略]	[略]	[略]	2の6の2～9の 3 [略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査について所要の改正をしようとするものである。